

件名	障害福祉サービス事業について
受付日	令和6年5月7日
ご意見・ご提案の概要	<p>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が、平成25年4月1日に施行され、「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」とするとともに、障害者の定義に難病等が追加され、県保健医療課の「難病患者さん・ご家族のための療養生活サポートブック（令和5年4月版）」においても、「障害者の範囲に『難病等』が加えられ、障害者手帳を取得していなくても、障がい福祉サービスの利用が可能となっています。」との記載がある。</p> <p>しかし、岐阜市を除く多くの市町村では、いまだ従来の障害者等の扱いが変更されていないため、県内すべての自治体において「障害者総合支援法」の趣旨の周知徹底により、福祉サービスの拡充をはかり、減免措置の対象として「指定難病」を加えてほしい。</p>
県の考え方	<p>県では、令和4年6月に各市町村担当課等に対し、所管する施設の利用料等の減免対象者に難病患者等も加えるよう依頼するとともに、令和6年3月に策定した第4期岐阜県障がい者総合支援プランにおいては、難病患者・小児慢性特定疾病児童支援の充実として、「市町村が提供する障害福祉サービスについて、難病患者が必要なサービスを受けられるよう、市町村に周知する」と明記をしたところです。</p> <p>今年度には、「難病患者さん・ご家族のための療養生活サポートブック」を更新するほか、難病患者等へのサービスの拡充について、再度市町村に対し文書等で一層の周知徹底を図り、本プランを着実に実行してまいります。</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課

